

令和2年11月20日

学生
教職員 各位

危機管理室長

令和2年11月24日以降の新型コロナウイルス感染症予防のための 本学の対応（活動基準）について

令和2年11月24日以降の新型コロナウイルス感染症予防のための本学の対応（活動基準）を下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。この通知に記載のない項目については、従前お知らせしている通知を参照してください。

基本的には活動基準を11月7日以前の対応に戻すものですが、学生及び教職員の国内移動については、北海道による感染拡大に向けた施策及び道内の感染状況を考慮し、引き続き移動の自粛を要請します。

学内においても、新型コロナウイルス感染者が発生していることから、本学で定める「組織として行う感染症対策の6原則」の実施、3密が重なる場所での長時間の滞在は避ける、体調が悪い時は外出しない等、感染症対策及び健康管理の徹底をお願いいたします。

今後も新たな情報を適宜お知らせしますので、本学ホームページ、メール及びポータルサイト等を注視してください。

記

【学生】

1. 授業（講義・実験・実習・課題研究等）

「全て遠隔配信」から、「原則遠隔配信、申請に基づき一部対面授業を許可する」に変更する。

2. 研究活動

対面による研究活動を行わない等の条件を付けず、「注意喚起し研究活動を実施する。」に変更する。

3. 国内の移動（旅行・帰省等）

国内の移動条件を不要不急の移動を避け、自治体の要請に従い判断するとし、移動後2週間は健康管理に留意する。

4. 大学構内への入構

活動基準の変更に伴い、入構の条件を追加（下線箇所）する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 遠隔授業を受講する学生（自宅通信環境により受講が困難な学生に限る。）2. 録画映像による補講を受ける学生（科目担当教員が特に認めた学生に限る。）3. <u>対面による授業を受講する学生</u>4. <u>研究作業に従事する学部・大学院生</u>5. 各種申請等手続き又は相談等もしくは動物等の飼育のため入構することが必要となる学生6. 附属図書館を利用する学生7. 食堂・売店を短時間利用する学生8. <u>課外活動が許可された学生</u>9. 教育・就職支援事業に参加する学生 |
|--|

5. 図書館使用
利用時間の制限をせず、「注意喚起し利用」に変更する。
6. 課外活動
「全ての課外活動（学内外）を禁止する」から、「申請に基づき課外活動を許可」に変更する。
7. 体育館の使用
「使用禁止」から、「申請に基づき使用許可」に変更する。
8. 更衣室の使用
「使用禁止」から、「申請に基づき衛生管理等に関するルールを順守した上で使用許可」に変更する。
9. トレーニングルームの使用
「使用禁止」から、「申請に基づき衛生管理等に関するルールを順守した上で使用許可」に変更する。
10. 屋外運動施設の使用
「使用禁止」から、「申請に基づき使用許可」に変更する。

【教職員】

1. 教育・研究活動
「在宅勤務の積極的活用」から、「注意喚起し研究活動を実施する」に変更する。
2. 事務職員・勤務
「在宅勤務の積極的活用」から、「注意喚起し勤務に従事する」に変更する。
3. 体育館の使用
「使用禁止」から、「申請に基づき使用許可」に変更する。
4. 更衣室の使用
「使用禁止」から、「申請に基づき衛生管理等に関するルールを順守した上で使用許可」に変更する。
5. トレーニングルームの使用
「使用禁止」から、「申請に基づき衛生管理等に関するルールを順守した上で使用許可」に変更する。
6. 屋外運動施設の使用
「使用禁止」から、「申請に基づき使用許可」に変更する。

参考：[新型コロナウイルス感染症対応活動基準](#)

担当；総務課総務係（5214, 5216）